



2023年12月25日

各 位

会社名 株式会社 Link-U
代表者名 代表取締役社長 松原 裕樹
(コード番号: 4446)
問合せ先 取締役 CFO 志村 優太
(お問い合わせ先: ir@link-u.co.jp)

持株会社体制への移行に伴う吸収分割契約の締結及び定款の一部変更 並びに臨時株主総会の開催概要及び付議議案決定に関するお知らせ

当社は、2023年12月15日付の「会社分割による持株会社体制への移行準備開始決定及び分割準備会社設立に関するお知らせ」及び「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」において、持株会社体制へ移行するための準備を開始すること、及び当社が100%出資する子会社として分割準備会社を設立すること、並びに2024年1月4日を基準日と定め、臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」といいます。）を開催することについてお知らせしておりましたが、2023年12月25日開催の取締役会において、当社のサーバープラットフォーム事業を当社の完全子会社である株式会社 Link-U Technologies（以下、「承継会社」といいます。）に承継させる吸収分割（以下、「本件分割」といいます。）を行うため、承継会社との間の本件分割に係る吸収分割契約の締結を承認すること、当社の商号を「Link-U グループ株式会社」に変更すること及び事業目的を一部変更するため定款を一部変更すること、並びに本臨時株主総会の開催概要及び付議議案を決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本吸収分割は、当社100%子会社に事業部門を承継する会社分割となるため、開示事項・内容を一部省略して開示しています。

記

I 会社分割による持株会社体制への移行

1. 持株会社体制への移行の背景と目的

当社グループは、「世の中の課題を技術で解決する」という経営理念のもと、自社設計のオリジナルサーバーを基軸としたデータ配信と、そのデータを適切に蓄積・分析・処理するAIソリューションを併せてワンストップで提供するサーバープラットフォームビジネスを展開しております。

特に注力しているマンガ配信サービスにおいては、サーバープラットフォームやアプリケーション等の開発のみに留まらず、サービスの立ち上げからサービスの運用、広告の製作・運用まで、ワンストップで提供しており、出版社などのデジタル化推進におけるパートナーとして、取り組んでまいりました。

一方、マンガ配信サービスを取り巻く環境は、昨今の新型コロナウイルス感染拡大に伴う消費動向の変化や世界的な海賊版マンガサイトの動向などにより大きく変化しており、当社グループにおいても、日々、取り組むべき社会的な課題の変化に対応し、ビジネスモデルをアップデートしてまいりました。

この度、海外での事業展開の強化、新規事業への参入による事業領域の拡大やM&Aによる事業規模の拡大、役職員の意識改革によるグループ連携強化やグループ経営資源配分の最適化、業務執行スピードの向上などを目的とし、持株会社体制へ移行することとしました。

持株会社体制への移行により、持株会社はグループ全体の経営を統括し、新たに設立した子会社はマンガ配信サービスを中心としたサーバープラットフォーム事業の推進に集中することで、当社グループの企業価値の持続的な向上に努めてまいります。

2. 持株会社体制への移行の要旨について

(1) 移行方法

当社を分割会社とし、当社の100%子会社である株式会社 Link-U Technologies を承継会社とする分社型の吸収分割です。本吸収分割により、2024年3月1日付で持株会社体制へ移行する予定です。

また、当社は持株会社として、引き続き上場を維持いたします。

(2) 本吸収分割の日程

吸収分割契約承認取締役会	2023年12月25日
吸収分割契約締結	2023年12月25日
吸収分割契約承認株主総会	2024年2月26日（予定）
吸収分割の効力発生日	2024年3月1日（予定）

ただし、本吸収分割の手続き上の必要性その他事由により、日程を変更することがあります。

(3) 本吸収分割に係る割当の内容

本吸収分割による株式その他の金銭等の割当ては行いません。

(4) 本吸収分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

(5) 本吸収分割により増減する資本金

本吸収分割による当社の資本金の変更はありません。

(6) 承継会社が承継する権利義務

本吸収分割により、当社が有するサーバープラットフォーム事業に関する権利義務を株式会社 Link-U Technologies へ承継します。

(7) 債務履行の見込み

本吸収分割において、承継会社が負担すべき債務履行については、履行の確実性に問題がないと判断しています。

3. 本吸収分割の当事会社の概要

[分割会社の概要]

(1)名称	株式会社 Link-U (2024年3月1日付で Link-U グループ株式会社 に商号変更予定)	
(2)所在地	東京都千代田区外神田 2丁目 2番 3号	
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役 CEO 松原 裕樹	
(4)事業内容	サーバープラットフォーム事業	
(5)資本金	477 百万円	
(6)設立年月	2013 年 8 月 20 日	
(7)発行済株式総数	14, 171, 700 株	
(8)決算期	7 月 31 日	
(9)主要取引先	株式会社集英社、株式会社小学館、and factory 株式会社	
(10)大株主及び持株比率 (2023年7月31日時点)	松原 裕樹	31.30%
	山田 剛史	31.30%
	株式会社メディアシーク	7.85%
	au カブコム証券株式会社	2.51%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1.63%
	前田 有幾	1.27%
	株式会社セレス	0.89%
	セントラル短資株式会社	0.84%
	株式会社日本カストディ銀行(信託口)	0.83%
	株式会社 SBI 証券	0.69%
(11)直前事業年度の 財政状態及び経営成績	純資産	2, 313 百万円
	総資産	4, 098 百万円
	1株当たり純資産	160.13 円
	売上高	3, 129 百万円
	経常利益	397 百万円
	親会社株主に帰属する 当期純利益	204 百万円
	1株当たり当期純利益	14.44 円
	1株当たり配当金	0 円

[承継会社の概要]

(1)名称	株式会社 Link-U Technologies	
(2)所在地	東京都千代田区外神田 2丁目 2番 3号	
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役 CEO 山田 剛史	
(4)事業内容	サーバープラットフォーム事業 (ただし、本件分割前は事業を行っておりません)	
(5)資本金	1 百万円	
(6)設立年月	2023 年 12 月 15 日	
(7)発行済み株式総数	10, 000 株	
(8)決算期	7 月 31 日	
(9)大株主及び持株比率	株式会社 Link-U 100%	
(10)上場会社との関係	資本関係	上記(9)のとおりです。
	人的関係	当社より取締役を派遣する予定です。
	取引関係	事業を開始していないため、現時点における当社との取引関係はありません。

4. 分割する事業の概要

(1) 分割する事業の内容

サーバープラットフォーム事業

(2) 分割する事業部門の経営成績（2023年7月期）

売上高：1,794百万円

(3) 分割する資産、負債の項目及び帳簿価格（2023年7月末時点）

資産		負債	
流動資産	1,036百万円	流動負債	570百万円
固定資産	34百万円	固定負債	500百万円
合計	1,070百万円	合計	1,070百万円

(4) 本吸収分割後の状況

[分割会社の概要]

(1)名称	Link-U グループ株式会社
(2)所在地	東京都千代田区外神田2丁目2番3号
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役 CEO 松原 裕樹
(4)事業内容	アプリケーションの開発、コンテンツの海外流通、傘下のグループ会社の事業活動の管理、及びこれに付帯・関連する業務
(5)資本金	477百万円
(6)決算期	7月31日
(7)純資産	2,542百万円
(8)総資産	2,886百万円

[承継会社の概要]

(1)名称	株式会社 Link-U Technologies
(2)所在地	東京都千代田区外神田2丁目2番3号
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役 CEO 山田 剛史
(4)事業内容	サーバープラットフォーム事業
(5)資本金	1百万円
(6)決算期	7月31日
(7)純資産	1百万円
(8)総資産	1,071百万円

5. 今後の見通し

分割準備会社は、当社の100%子会社であるため、連結業績に与える影響は軽微であります。

II 定款の変更

1. 商号変更の理由

当社は、持株会社体制に移行することに伴い、本件分割の効力が発生すること及び本臨時株主総会において、定款の一部変更が承認されることを条件として、定款変更の効力発生日に当社の商号を変更するものです。

2. 新商号

Link-U グループ株式会社（英文表記：Link-U Group Inc.）

3. 新商号変更予定日

当社の新商号への変更予定日は、2024年3月1日です。

4. 定款変更の目的

持株会社体制への移行に際して、当社の商号を「Link-U グループ株式会社」に変更し、事業目的については、海外事業及び新規事業並びに持株会社としての経営管理等に変更するものです。なお、定款の一部変更は、本臨時株主総会において付議議案が承認されることを条件としております。

5. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

6. 定款変更の日程

定款変更承認株主総会 2024年2月26日（予定）

定款変更の効力発生 2024年3月1日（予定）

III 臨時株主総会の開催概要及び付議議案の決定

1. 本臨時株主総会の開催日及び場所

開催日 2024年2月26日（月）

開催場所 未定

なお、開催時刻及び開催場所につきましては、臨時株主総会招集ご通知をもってお知らせいたします。

2. 本臨時株主総会の付議議案

第1号議案 吸収分割契約締結の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役選任の件

以上

（参考）当期連結業績予想（2023年9月14日公表分）及び前期連結実績（単位：百万円）

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益
当期業績予想 (2024年7月期)	3,289	342	333	186
前期実績 (2023年7月期)	3,129	434	397	204

定款変更の内容

(下線部分は変更部分)

現行定款	変更案
<p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社Link-Uと称し、英文では Link-U Inc. と称する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) アプリケーションシステムの設計、開発、運用及びコンサルティング</p> <p>(2) 広告代理店業及び広告業</p> <p>(3) ウェブサイトの設計、開発、運用及びコンサルティング</p> <p>(4) インターネットを利用した広告配信業</p> <p>(5) コンピュータシステムの設計、開発、運用及びコンサルティング</p> <p>(6) ゲームの受託開発</p> <p>(7) 暗号資産に関する調査及び研究並びにシステムの設計、構築、開発、運用及びコンサルティング</p> <p>(8) ブロックチェーンに関する調査及び研究並びにシステムの設計、構築、開発、運用及びコンサルティング</p> <p>(9) 知的財産の使用許諾及びその管理運用</p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p>(10) 前各号に附帯関連する一切の業務</p> <p>(条文省略)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が招集し、議長となる。</p>	<p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、<u>Link-U グループ株式会社</u>と称し、英文では <u>Link-U Group Inc.</u> と称する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) アプリケーションシステムの設計、開発、運用及びコンサルティング</p> <p>(2) 広告代理店業及び広告業</p> <p>(3) ウェブサイトの設計、開発、運用及びコンサルティング</p> <p>(4) インターネットを利用した広告配信業</p> <p>(5) コンピュータシステムの設計、開発、運用及びコンサルティング</p> <p>(6) ゲームの受託開発</p> <p>(7) 暗号資産に関する調査及び研究並びにシステムの設計、構築、開発、運用及びコンサルティング</p> <p>(8) ブロックチェーンに関する調査及び研究並びにシステムの設計、構築、開発、運用及びコンサルティング</p> <p>(9) 知的財産の使用許諾及びその管理運用</p> <p><u>(10) キャラクター商品の譲渡並びにこれらの仲介、代理</u></p> <p><u>(11) 出版物（電子書籍を含む）の企画、配信並びに販売</u></p> <p><u>(12) 前各号の業務及びこれらに付帯又は関連する一切の業務を営む会社並びにこれらに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を取得・所有することにより当該会社の事業活動を支配・管理すること</u></p> <p>(13) 前各号に附帯関連する一切の業務</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役グループ CEO</u> が招集し、議長となる。</p> <p><u>2. 取締役グループ CEO</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が招集し、議長となる。</p>

(条文省略)

(員数)

第19条 当社の取締役は、7名以内とする。

(条文省略)

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長、取締役CTO、取締役CFO各1名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(条文省略)

(報酬等)

第43条 会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査役会の同意を得て定める。

<新設>

(条文省略)

<新設>

(員数)

第19条 当社の取締役は、10名以内とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役グループCEO、その他役付取締役を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役グループCEOがこれを招集し、議長となる。

2. 取締役グループCEOに事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(報酬等)

第43条 会計監査人の報酬等は、取締役グループCEOが監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第44条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項に規定する会計監査人の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

(附則)

(商号変更、目的変更及び役付取締役の変更に関する経過措置)

第1条 定款第1条(商号)の変更は、2024年3月1日にその効力が生じるものとする。なお、本条は、定款第1条の効力発生日経過後これを削除する。